プライバシーを守るために

個人情報保護のこと

個人情報について

　個人情報（※）は、わたしたちが日常生活や事業活動などを営んでいく上で、その利用が必要不可欠なものです。一方、その内容に誤りがあったり、本人に無断で収集や提供がなされた場合、プライバシーなどの個人の権利や利益を侵害するおそれがあります。

　平成15（2003)年に制定された「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）では、国・地方公共団体の責務や個人情報取扱事業者の義務等を定めており、この法律に基づき、国・地方公共団体は自らが保有する個人情報の保護に関する法律や条例を定め、また、個人情報保護委員会等では個人情報取扱事業者が守るべきガイドラインを定めています。

　平成27（2015）年９月には、個人情報保護委員会の新設や個人情報の定義の明確化、取り扱う個人情報数が5,000以下の事業者を規制対象外とする制度の廃止等を柱とする改正個人情報保護法が成立し、平成29（2017）年５月に全面施行されました。

（※）住所、氏名、年齢、職業、学歴、所得、資格、家族構成、趣味など、実に様々なものが「個人情報」に該当します。氏名等、それ自体が特定の個人と直接結びつく情報はもちろん、それだけでは誰のものか分からない情報であっても、他の情報と組み合わせることで特定の個人の情報と分かるものも「個人情報」に含まれます。

大阪府では

　個人情報を安全かつ適正に取り扱うためのルールとして、「大阪府個人情報保護条例」を平成８（1996）年から施行しています。この条例では、府の実施機関（※）が保有する個人情報について、開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権、是正の申出権を保障しています。

（※）知事、教育委員会等の行政委員会、警察本部長、府設立の独立行政法人をいいます。

本人通知制度について

　住民票の写しや戸籍謄本等を第三者が取得した場合に、事前登録した本人に交付事実を通知する「本人通知制度」が府内全市町村で導入されています。

　この制度は、委任状の偽造などによる住民票の写しや戸籍謄本等の不正請求及び不正取得の早期発見につながり、個人情報の不正利用防止や事実関係の究明の一助になります。また、本人に交付した事実を通知することで不正取得が発覚する可能性が高まるため、不正請求及び不正取得自体を抑止する効果も期待されます。

■大阪府個人情報保護条例について

○責務

わたしたち一人ひとりは…

責務

●個人情報の保護の重要性を認識し、自らの情報を適切に管理し、他人の権利利益を侵害することのないよう務めなければなりません。

事業者は…

責務

●個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱い、府の施策に協力しなければなりません。

大阪府は…

責務・義務

●個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な施策を策定し、実施しなければなりません。

●府民からの請求などに対応しなければなりません。

●事業者に対し、指導・助言を行います。職員も職務上知り得た個人情報を適正に取り扱わなければなりません。

○わたしたち一人ひとりの権利

自らの情報に関する権利が保障されます。

自分に関する情報が見たいとき　─開示請求権─

●誰でも、府の実施機関（※）が現に保有する自分に関する情報の開示を請求することができます。

自分に関する情報を利用停止してほしいとき　─利用停止請求権─

●誰でも、府の実施機関が現に保有する自分に関する情報について、条例の定める収集や利用・提供の制限等に違反して利用・提供していると思うときには、その個人情報の利用停止を請求できます。

自分に関する情報に誤りがあるとき　─訂正請求権─

●誰でも、府の実施機関が現に保有する自分に関する情報が事実と違う場合には、その個人情報の訂正を請求することができます。

自分に関する情報の取扱いを是正してほしいとき　─是正の申出権─

●府の実施機関が自分に関する情報を不適切に取り扱っていると思うときは、その取扱いの是正を申し出ることができます。

（※）知事、教育委員会等の行政委員会、警察本部長、府設立の独立行政法人をいいます。

災害時に備えた避難行動要支援者名簿と個人情報保護

　災害対策基本法において、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者（※）名簿の作成が市町村長に義務付けられています。市町村は、本人の同意をもとに、平常時から名簿情報を地域の避難支援等関係者（民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等）に提供し、災害時に備えて迅速・確実な情報伝達や安否確認、避難誘導等の体制を整えることとなっています。

　名簿情報を提供する際は、市町村の地域防災計画に定めるところにより、相手方に対して、個人情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることなど、避難行動要支援者等の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

（※）災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者。

■本人通知制度の主な流れ